

広島県告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十三年一月七日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道芸北大朝線	山県郡北広島町大朝字桑原二五〇八番一地从先から 山県郡北広島町大朝字竹添一一八八番六地先まで	平成二十二年二月 二十四日